

自動車排出ガス対策計画書

令和8年6月18日

香川県知事 殿

提出者

住 所 高松市通町6番地2

氏 名 東讃交通株式会社

代表取締役 川畑憲太郎

香川県生活環境の保全に関する条例第106条第1項の規定により、自動車排出ガス対策計画を作成したので提出します。

主たる事業所の名称	東讃交通株式会社
主たる事業所の所在地	高松市通町6番地2
計 画 の 内 容	別紙の通り
計 画 期 間	令和8年度 ～ 令和10年度
計画の公表予定年月日	令和 8年 8月 1日
計画の公表の方法	弊社ホームページに掲載し、インターネット利用により公表する。
連 絡 先	担当部署 総務部 担当者 富田 耕司 電話番号 087-821-0777 FAX番号 087-821-2325 電子メールアドレス info@tousan-koutsu.co.jp

自動車排出ガス対策計画

計画の対象期間	令和8年3月21日 ～ 令和10年3月20日
---------	------------------------

1 事業所毎の自動車の使用台数

整理番号		1	2	3	4	合計
事業所の名称		本 社	通町営業所	朝日町営業所	丸亀営業所	—
事業所の所在地		高松市通町 6-2	高松市通町 6-2	高松市朝日町 5-557-6	丸亀市土器町北 2-105-2	—
連絡先電話番号		(087) 821-0777	(087) 821-0777	(087) 821-0777	(0877) 25-5511	—
従業員数(人)		12	33	23	34	102
運転者数(人)			33	23	27	83
使用 台数 (台)	乗用自動車	3	22	47	50	122
	特種自動車					
	合計台数	3	22	47	50	122

自動車の使用に伴う二酸化炭素の年間排出量

年間の燃料使用量	ガソリン		軽油		都市ガス(CNG)		LPG	
	(KL)	台数	(KL)	台数	(千m³)	台数	(t)	台数
本 社	0.5	3						
通町営業所	13.0	8					38.0	15
朝日町営業所	10.0	6					50.0	41
丸亀営業所	2.0	3	2.0	1			70.0	46
合 計(a)	25.5	20	2.0	1			158.0	102
二酸化炭素排出係数(b)	2.322t-CO2/KL		2.619t-CO2/KL		2.080t-CO2/m³		3.000t-CO2/t	
二酸化炭素排出量(a×b)	59.2t-CO2		5.2 t-CO2				474.0 t-CO2	
二酸化炭素排出量の合計	538.4 t-CO2							

2 自動車の使用に伴う大気環境の負荷の低減を図るための方針

自動車は、窒素酸化物や浮遊粒子状物質などの大気汚染物質のほか、地球温暖化の原因物質である二酸化炭素を排出ガスとして大気環境中に放出することから、事業活動における自動車の使用に伴う大気環境の負荷の低減を図るため、次の方針により取り組むこととする。

- ・我々の生活環境や地域環境を守るため、自動車を使用する我々自身が排出ガスによる大気汚染者であり、温室効果ガスの排出者であることを認識し、自動車の使用に伴う大気環境の負荷の低減に努める。
- ・自動車の効率的な使用等を実施すると共に、整備点検を確実に実施し、アイドリングストップやエコドライブを徹底して、排出ガスを減少させるよう努める。
- ・自動車の新規購入または更新に当たっては、低公害車を積極的に導入する。
- ・この自動車排出ガス対策計画について、従業員への十分な周知を行い、社内一体となって取組を推進していく。
- ・この自動車排出ガス対策計画を実施することにより、計画期間中に、年間の二酸化炭素排出量を対基準年度(令和元年度)比で5%削減することを目標とする。

3 低公害車等の導入に係る事項

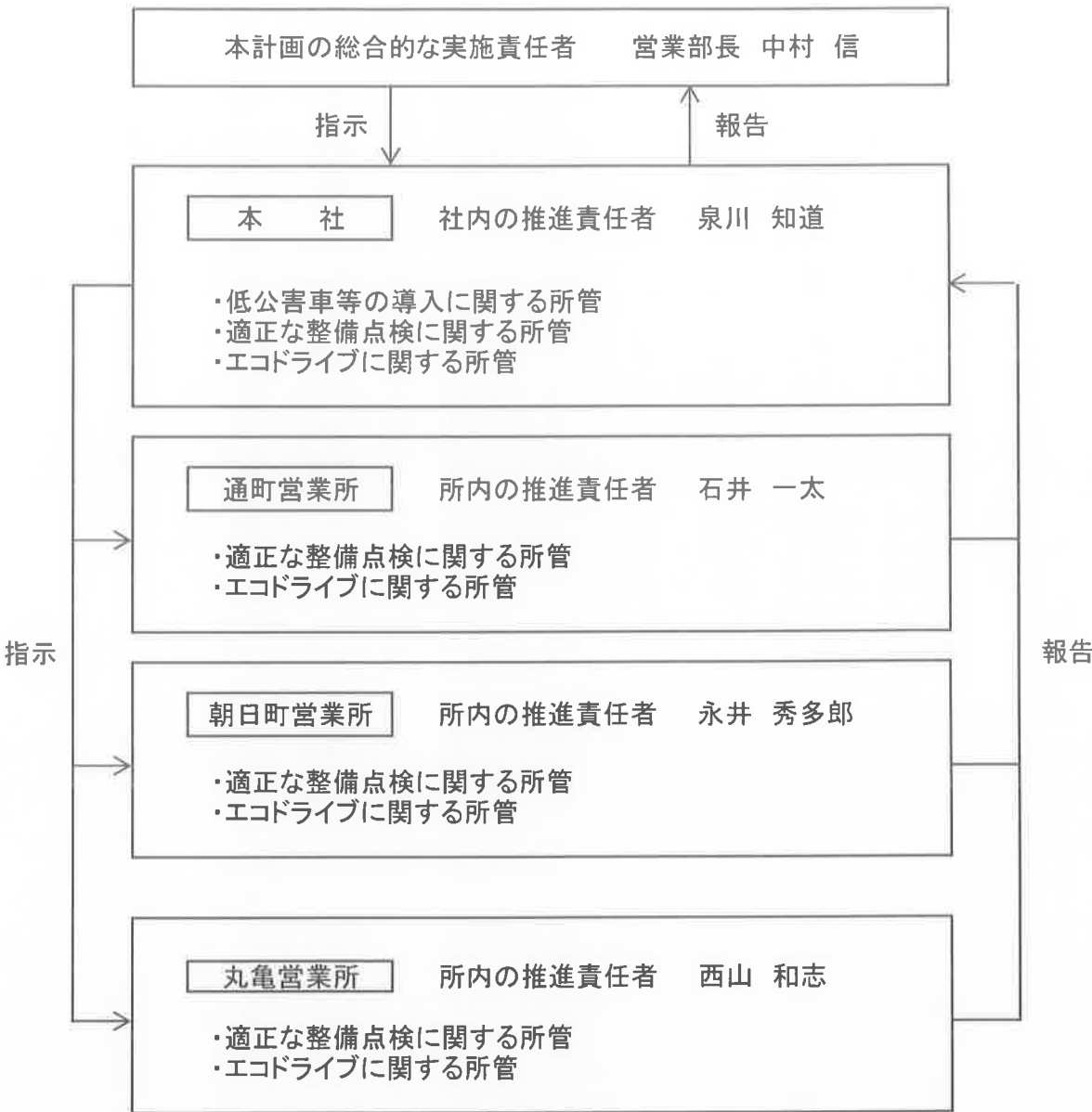
自動車区分		令和7年度末時点の台数	令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和10年度末時点の台数
			減少台数	増加台数	減少台数	増加台数	減少台数	増加台数	
総自動車台数 (低公害車等を含む)		122	3	3	4	4	4	4	122
低公害車等の台数	①天然ガス自動車								
	②電気自動車								
	③ハイブリッド自動車	10			1	1			10
	④メタノール自動車								
	⑤低燃費かつ低排出ガス認定車								
	⑥その他の排出ガスの排出量が少ない自動車	105		2	1	2	1	2	109
	合計(①～⑥)	115		2	2	3	1	2	119
排出ガス低減装置装着者の台数									
《参考》 軽自動車(二輪除く)の台数		3							3

4 自動車の使用抑制、ならびに適正な整備及び運転の実施に係る事項

項 目	内 容
自動車の使用抑制	・社用車使用を抑制し公共交通機関使用を推進させる。
自動車の適正な整備	・日常点検、整備マニュアルを作成し、エンジンオイルの適正な選択、定期的な交換、適正なタイヤ空気圧の維持など、十分な点検整備の方法を定めて従業員に周知する。 ・管理責任者による、日常点検票のチェックを毎日実施し、点検整備の実施を徹底する。
自動車の適正な運転	・毎年1回、従業員に対してエコドライブの講習を行い、アイドリングストップ急発進、急加速運転の削減など、エコドライブの実施に努める。 ・出庫前の朝礼点呼を活用し、急発進・急加速・急ブレーキを止め、ふんわりアクセルのエコドライブを推進する。

5 自動車排出ガス対策計画の推進体制

【体制図】



《推進方法》

本社及び各営業所内の推進責任者は、毎年度、計画に記載した取組の実施状況を確認し各営業所内の実施状況は本社の推進責任者に4月末までに報告する。

本社の推進責任者は、全体の取組について確認を行い、実施状況が不十分な項目があれば、その原因究明と適切な措置を行うよう指示する。

それらの結果については、本計画の総合的な実施責任者が最終確認し、必要な場合には計画の見直しを行うよう指示する。